

地方自治体におけるこども政策に関する
連携体制の事例把握調査結果について
(概要)

令和4年9月30日
こども家庭庁設立準備室

1 調査概要

(1) 調査目的

こども政策に関して、「こどもまんなか」行政を進めていくにあたり、地方自治体におけるこども政策に関する部局間の連携のあり方について取組事例を収集・把握するもの

(2) 調査対象

222 自治体

47 都道府県、20 指定都市、62 中核市、東京都 23 区（左記は悉皆）
70 市町村（人口規模に留意し、事例収集目的で抽出）

(3) 調査期間

令和4年4月15日～5月31日

2 自治体の主な事例

(1) 「こどもまんなか」行政に向けた関係部局連携などの組織体制の工夫

（小学校就学前の教育・保育の担当部署の集約、研修の一体的実施：高知県、宮崎県）
首長部局や教育委員会に幼稚園・保育所・認定こども園等の業務を一元的に所管し、設置者や施設類型を問わず研修を一体的に実施。

(2) こども政策に関する相談体制の工夫

（こども政策のワンストップ窓口の設置：岐阜市）

こどもに関わる全ての方々の悩みや不安に対し、関係機関と連携しワンストップで総合的・継続的に支援する「岐阜市子ども・若者総合支援センター“エールぎふ”」を設立。120名の職員（臨床心理士、保健師、教員、保育士、SSW（教員OB）等）と、専門アドバイザー（児童精神科医、小児科医・弁護士・カウンセラー）を配置。

子ども家庭総合支援拠点として母子保健分野との緊密な連携を図り、具体的な支援や専門機関への取り次ぎまで完結した対応が可能。

(3) 地域総がかりのいじめ防止対策に向けた首長部局の取組

(首長部局の第三者性を活かした、いじめ解消プロセスへの積極的関与：寝屋川市)

首長部局に「監察課」を創設し、ケースワーカーの経験や弁護士資格を有する職員を配置。

監察課にいじめの相談窓口を設け、首長部局が主体的にいじめの通報を受け、速やかに対応をつなげることにより、いじめの深刻化を防止。

認知したいじめ全件について1か月以内にいじめ行為を停止させ、全件でいじめの終結を確認。

(4) こども政策における NPO 等との連携等

(NPO 等の民間団体との情報共有、共同研修、事業連携：長崎県)

こどもを支援につなぐ仕組みづくりを進めていくために、民間コーディネーターを設置。

市町に対する、こどもの居場所と連携した事業実施のための技術支援、「つなぐBANK フードバンクシステム総合相談支援事業」のノウハウ提供、食材マッチング等に協力する企業や団体の掘り起こし等を実施。

4 自治体における連携体制調査集計データ

主な集計は以下のとおり。

- こども政策に係る関係部局を集めた会議を実施している自治体は約7割。
- こども政策に関し、司令塔部局・総合調整部局を設置している自治体は約3割。
- 幼稚園・保育所・認定こども園の所管を集約している自治体は約4割。
- 首長部局にいじめに関する相談窓口を設置している自治体は約4割。
- こども家庭庁の設置に伴い、組織改編を検討する自治体は約2割。

【問合せ先】

内閣官房こども家庭庁設立準備室

電話：03-5253-2111（代表）